



狛総施発第 000023 号
令和 2 年 4 月 24 日

狛江市監査委員
東海林 和彦 様
石川 和広 様

狛江市長
松原 俊雄



平成 31 年度工事監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 3 月 17 日付け狛監委発第 000086 号により、工事監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知します。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（施設課）

指摘(要望)事項等

2. 個別的所見

【設備全般に対する所見】

電気設備・給排水衛生設備・空調・換気設備に関して、適切な内容のものとなっていることを確認した。ただし、空調・換気設備に加湿機能がないため、別途加湿器等による対応が必要と考える。

<講じた措置の内容>

本設計における空調・換気設備の考え方は、日常の維持管理が容易でかつ将来の設備更新を考慮したシステムを基に計画しています。加湿機能については、空調換気機器に組込方式や、個別に天井カセット型を設置する方式がありますが、専門業者による定期的な維持管理（清掃等）が必要になります。

そのため、維持管理が容易な加湿器を備品にて購入を考えています。今後は施設の利用状況を見ながら適切に加湿が行えるようにしてまいります。

3. その他の所見

(1) 維持管理計画について

修繕・更新計画、LCC（ライフサイクルコスト）など、どの項目も建物を健全に維持・活用していくうえで欠かせない。当該建物の設計においては、維持管理の容易な計画に配慮しているが、定期的な修繕・更新は重要である。狛江市では総務部施設課が主管となり、BIMMS（保全マネジメントシステム）を利用し、市の施設すべてについて、LCCを算出のうえで改修計画を立てている。このように、優れた維持管理計画を実践し、優良な社会資本を確実に次世代へと伝えていくことも、忘れてはならない重要な項目である。

<講じた措置の内容>

平成27年度にBIMMS（保全マネジメントシステム）を導入し、各施設のデータの入力作業を進めてまいりました。狛江市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）や本年度策定した狛江市公共施設整備計画（令和2年3月）にも本データを利用しています。今後も計画的な施設改修が行えるよう、データの更新を重ねてまいります。